

## 長岡京市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「新型コロナウイルスワクチン接種」という。）を円滑に実施することを目的として、個別接種を実施する医療機関に対し、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱（令和5年4月28日付け健発0428第7号厚生労働省健康局長通知）、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に掲げる医療提供施設をいう。
- (2) 個別接種 医療機関において、住民等に新型コロナウイルスワクチン接種を行うことをいう。
- (3) 時間外 医療機関が標榜する診療時間以外の時間をいう。
- (4) 夜間 医療機関が標榜する診療時間にかかわらず、18時以降をいう。
- (5) 休日 医療機関が標榜する診療日にかかわらず、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（1月1日を除く。）をいう。

### (交付対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）及び基準額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付の申請)

第4条 交付対象者は、事業終了後、個別接種促進加算請求書（診療所）（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

### (交付決定等)

第5条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、規則第4条に規定する補助金の交付の決定及び規則第9条に規定する補助金の額の確定を同時に行うものとする。

### (事業終了報告)

第6条 規則第8条の規定による事業終了報告については、第4条に規定する書類の提出をもって規則第8条の規定に係る書類の提出があったものとみなす。

### (補助金の経理等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

### (補助金の返還等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号に該当するときは補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為があったとき。

(2) その他規則及びこの要綱に違反したとき。

(延滞金)

第9条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月21日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表 (第3条関係)

交付対象事業	交付対象事業の内容	交付対象者	基準額等
個別接種促進事業	新型コロナワクチンの個別接種を一定回数以上実施する市内に所在する医療機関に対して補助金を交付	市内に所在する医療機関	診療所 (1) 週100回以上の接種を、令和5年5月1日から7月2日、7月3日から9月3日、9月4日から11月5日、11月6日から12月31日のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円の支援を行う。 (2) 上記の取組に係る支援を受ける診療所は、時間外、夜間又は休日に接種体制を用意していること。

長岡京市長

様

令和 年 月 日

法人名

医療機関等名称

開設者氏名・役職

電話番号

医療機関等所在地

個別接種促進加算請求書（診療所）

令和 年 月 日から 月 日の期間において、別紙報告書のとおりコロナウイルスワクチンの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額

内訳

令和 年 月 日から 月 日の間で、

100回以上接種した取扱いとする週<sup>※</sup> 週 （4週以上で、該当する週の接種について2,000円加算）

※ 週のうち少なくとも1日は時間外、夜間または休日における接種体制を要する。

接種回数 (予診のみを含めない)	週150回以上接種の加算	週100回以上接種の加算	1日50回加算	
	単価 3,000円/回	単価 2,000円/回	※同一日に左記の加算と重複は不可 また、曜日・時間外等の体制を要する	
月 日の週	回	円	円	円
月 日の週	回	円	円	円
月 日の週	回	円	円	円
月 日の週	回	円	円	円
月 日の週	回	円	円	円
月 日の週	回	円	円	円
月 日の週	回	円	円	円
月 日の週	回	円	円	円
月 日の週	回	円	円	円
合計	回	円	円	円

参考記載：各加算の対象となった接種の数

( 回)

( 回)

( 回)

(参考) 標榜する診療時間

日	
月	
火	
水	
木	
金	
土	
備考	

金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（診療所）

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

※本様式において「時間外等」は、時間外の他に、夜間・休日を指す。

								週の接種回数	週の回数区分	週のうち、時間外等の接種体制の実施	備考
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外						回				
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外						回				
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外						回				
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外						回				
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外						回				
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外						回				
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外						回				
時間外等の接種体制の有無											
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外						回				

接種回数計（予診のみを含めない）	回
------------------	---

上記が事実と相違ないことを証明する。

医療機関